

## 保育所(園)・認定こども園(保育部分)を利用できる事由

保育所(園)・認定こども園(保育部分)は、保護者が就労しているなどの理由により、保育を必要とする乳児、幼児を保育することを目的とする施設です。そのため、これらの施設を利用するためには、保護者が次のいずれかの事由に該当していることが条件となります。

保育を必要とする事由	
(1)就労	月に <u>64時間以上</u> (休憩時間を除いて)就労している場合
(2)妊娠・出産	出産前後のため児童の保育ができない場合
(3)疾病・障害	疾病・負傷・心身に障害を有する場合
(4)介護・看護	親族を常時介護又は看護している場合
(5)災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合
(6)求職活動中	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合
(7)就学・職業訓練	月に <u>64時間以上</u> 就学(職業訓練を含む)している場合
(8)育児休業中※	育児休業を取得しており、下記条件を満たす場合 ・小学校就学前のきょうだいがおらず、申込児童のみ入所を希望する ・育児休業に係る児童以外に小学校就学前のきょうだいがおり、その全員が保育所等を利用、又は申込みをしている

※育児休業中であって、入所後 45 日以内に復職される場合は、「就労」になります。